（地方整備局組織規則の一部改正）

第八条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
別表第一（第一条関係）		
事務	地方整備局	区域
一～四　（略）	（略）	（略）
五　水防に関する事務であって、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条の九第一項、第十六条第一項及び第二項、第二十七条第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条に規定するもの	（略）	（略）
六　（略）		
一　河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの	（略）	（略）
イ　（略）		
ロ　河川法第十六条の四第二項並びに河川法施行令第十条の八第一項及び第四項に規定する事務		
ハ～ヌ　（略）		
二　（略）	（略）	（略）

改正前		
別表第一（第一条関係）		
事務	地方整備局	区域
一～四　（略）	（略）	（略）
五　水防に関する事務であって、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十六条第一項及び第二項、第二十七条第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条に規定するもの	（略）	（略）
六　（略）		
一　河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの	（略）	（略）
イ　（略）		
（新設）		
ロ～リ　（略）		
二　（略）	（略）	（略）

（国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為）	（令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為）
第六条　令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第六条**　令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第五号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）	四　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第四号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為
五～二十五　（略）	五～二十五　（略）

附　則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）